

○栗原市企業立地促進条例

平成17年4月1日

条例第216号

改正 平成18年3月10日条例第47号

平成19年3月9日条例第12号

平成21年6月30日条例第37号

平成23年9月29日条例第36号

平成25年9月26日条例第35号

平成26年9月25日条例第91号

(目的)

第1条 この条例は、市内に事業所を立地する企業者に対し必要な奨励措置を講ずることにより、本市における事業所の立地を促進し、もって産業の振興と雇用機会の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 製造業、運輸業、通信業、サービス業その他規則で定める事業の用に供する施設をいう。
- (2) 新設 市内に事業所を有しない者が市内に新たに事業所を設置し、又は市内に事業所を有する者が当該事業所と異なる業種の事業所を市内に設置することをいう。
- (3) 移設 市内の既存の事業所を市内の新たな場所に移設することをいう。
- (4) 増設 市内の既存の事業所を拡張（設備投資を含む。）し、又は既存の事業所のほかに市内に新たに同一業種の事業所を設置することをいう。ただし、単なる敷地の拡張、機械設備の改造、更新等を除くものとする。
- (5) 企業者 事業所の新設、移設又は増設（以下「立地」という。）を行う者をいう。
- (6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。
- (7) 投下固定資産額 立地のために要した次に掲げる額の合計額をいう。
  - ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産（以下「固定資産」という。）の取得に要した費用の額
  - イ 固定資産の賃借に係る賃借料（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額を除く。）の年額の3倍に相当する額
- (8) 常雇従業員 立地した事業所に常時勤務することとして雇用された従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条各号に規定する者を除く。以下同じ。）のうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者

(9) 平均常雇従業員数 毎月末常雇従業員数の1年間の平均をいう。

(平19条例12・平23条例36・一部改正)

(奨励措置等)

第3条 市長は、企業者に対し、次に掲げる奨励金を交付することができる。

- (1) 企業立地促進奨励金
- (2) 企業立地投資奨励金
- (3) 雇用促進奨励金

2 市長は、企業者に対して用地の取得のあっせん等、事業所の設置に必要な事項について援助及び協力をするものとする。

(平23条例36・一部改正)

(企業立地促進奨励金)

第4条 前条第1項第1号に規定する企業立地促進奨励金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する企業者に対して、交付することができる。

- (1) 新設又は移設の場合 投下固定資産額が3,000万円以上又は投下固定資産額のうち第2条第7号イの規定により算定した額が2,000万円以上で、企業者が市内に住所を有している常雇従業員を5人以上(中小企業者にあつては、3人以上)雇用し、かつ、引き続き1年以上雇用していること。
- (2) 増設の場合 投下固定資産額が1,000万円以上で、企業者が市内に住所を有している常雇従業員を5人以上(中小企業者にあつては、3人以上)雇用し、かつ、引き続き1年以上雇用していること。

2 企業立地促進奨励金の交付額は、立地に係る固定資産に対して課する固定資産税額に相当する額及び立地のために要した賃借に係る固定資産に対して課する固定資産税額に相当する額の合計額とする。ただし、新設又は移設の場合において、投下固定資産額が3,000万円未満かつ第2条第7号イの規定により算定した額が2,000万円以上のときは、立地に係る固定資産に対して課する固定資産税額に相当する額及び立地のために要した賃借に係る固定資産に対して課する固定資産税額に相当する額の合計額に3分の2を乗じて得た額とする。

3 前項の交付額の算定に当たっては、前項で算定した企業立地促進奨励金の交付額から次に掲げる課税免除額を除くものとする。

- (1) 栗原市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例(平成17年栗原市条例第62号)による課税免除額
- (2) 栗原市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例(平成17年栗原市条例第63号)による課税免除額
- (3) 栗原市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成20年栗原市条例第29号)による課税免除額
- (4) 栗原市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成24年栗原市条例第32号)による課税免除額

4 企業立地促進奨励金は、立地した事業所の操業又は営業開始後、最初に固定資産税を課する年度から起算して3年度間交付する。

(平19条例12・平21条例37・平26条例91・一部改正)

(企業立地投資奨励金)

第5条 第3条第1項第2号に規定する企業立地投資奨励金は、次の各号のいずれにも該当する企業者に対して、交付することができる。

- (1) 投下固定資産額が3,000万円以上であること。
  - (2) 市内に住所を有している常雇従業員を5人以上(中小企業者にあつては、3人以上)雇用し、かつ、引き続き1年以上雇用していること。
- 2 企業立地投資奨励金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額(その額が3億円を超えるときは、3億円))とする。
- (1) 投下固定資産額が3,000万円以上で、かつ、市内に住所を有している常雇従業員が5人以上(中小企業者にあつては、3人以上)である場合 固定資産の取得に要した費用及び固定資産の賃借に係る賃借料の年額の合計額(以下「合計投資額」という。)に100分の10を乗じて得た額
  - (2) 投下固定資産額が1億円以上で、かつ、市内に住所を有している常雇従業員が10人以上(中小企業者にあつては、5人以上)である場合 合計投資額に100分の15を乗じて得た額
  - (3) 投下固定資産額が5億円以上で、かつ、市内に住所を有している常雇従業員が15人以上(中小企業者にあつては、10人以上)である場合 合計投資額に100分の20を乗じて得た額
- 3 事業所を立地するため固定資産を賃借し、かつ、事業所を操業又は営業している企業者が当該事業所を操業又は営業を開始した日から5年以内に賃借している固定資産を取得した場合には、企業立地投資奨励金を交付することができる。この場合において、既に前項の規定による企業立地投資奨励金を交付しているときは、その交付した固定資産の賃借に係る企業立地投資奨励金の額を控除して交付するものとする。

(平23条例36・追加、平25条例35・一部改正)

(雇用促進奨励金)

第6条 第3条第1項第3号に規定する雇用促進奨励金は、次の各号のいずれかに該当する企業者に対して、交付することができる。

- (1) 企業立地促進奨励金の交付を受けた企業者
  - (2) 第2条第1項第1号で規定する事業所で、前々年度の平均常雇従業員数と比較して3人以上増加し、かつ、市内に住所を有している者を新たに3人以上常雇従業員として引き続き1年以上雇用した企業者
- 2 雇用促進奨励金の交付額は、次の各号のいずれかに該当する常雇従業員数に10万円を乗じて得た額とする。ただし、既に交付した雇用促進奨励金に係る者の数を控除するものとし、交付する当該雇用促進奨励金の総額が500万円を超えるときは、500万円とする。
- (1) 企業立地促進奨励金の交付決定を受けた企業者は、立地した事業所の操業又は

営業開始後3年間において、引き続き1年以上雇用している市内に住所を有する常雇従業員数

- (2) 雇用促進奨励金のみの交付決定を受けた企業者は、前々年度の平均常雇従業員数と比較して増加した引き続き1年以上雇用している市内に住所を有する常雇従業員数

(平23条例36・旧第5条繰下・一部改正)

(奨励金の交付申請)

第7条 第3条第1項に掲げる奨励金の交付を受けようとする者は、市長に申請をしなければならない。

- 2 奨励金を交付決定された者は、前項の内容に変更が生じたときは、変更が生じた日から10日以内に市長に届け出なければならない。

(平23条例36・旧第6条繰下)

(奨励金交付決定の取消し等)

第8条 市長は、奨励金を交付決定された者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金交付決定を取消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 交付要件に該当しなくなったとき。
- (2) 交付に付された条件に違反したとき。
- (3) 操業又は営業開始後3年以内に事業所を廃止し、若しくは休止し、又は事業所の用途を交付決定を受けた用途以外に変更したとき。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (6) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(平19条例12・一部改正、平23条例36・旧第7条繰下、平26条例91・一部改正)

(報告及び調査)

第9条 市長は、必要に応じ、奨励金交付決定者に対し、奨励措置の適正を期するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。

(平23条例36・旧第8条繰下)

(公害防止)

第10条 企業者は、公害の防止に必要な措置を講じなければならない。

(平23条例36・旧第9条繰下)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平23条例36・旧第10条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の築館町企業立地促進条例（平成15年築館町条例第3号）、若柳町企業立地促進条例（平成9年若柳町条例第1号）、栗駒町工場設置奨励条例（昭和55年栗駒町条例第24号）、高清水町企業誘致及び振興に関する条例（平成12年高清水町条例第1号）、一迫町工場誘致条例（昭和40年一迫町条例第16号）、瀬峰町企業立地奨励条例（平成12年瀬峰町条例第14号）、金成町工場誘致奨励条例（昭和61年金成町条例第15号）又は志波姫町工場設置奨励条例（平成5年志波姫町条例第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月10日条例第47号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月9日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項第1号の改正規定（「3,000万円以上」を改める部分に限る。）及び同条第2項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の栗原市企業立地促進条例の規定によりなされた補助金交付申請その他の行為は、改正後の栗原市企業立地促進条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年6月30日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月29日条例第36号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(企業立地投資奨励金に関する規定の適用)

- 2 この条例による改正後の栗原市企業立地促進条例第5条第3項の規定は、平成19年7月30日以後に事業所を立地し、操業又は営業を開始した企業者について適用する。

附 則（平成25年9月26日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日以後に事業所を立地し、操業又は営業を開始した企業者について適用する。

附 則（平成26年9月25日条例第91号）

この条例は、公布の日から施行する。